

## 17 多文化共生社会づくりの推進について

(財務省、内閣府、内閣官房、国家公安委員会、警察庁、総務省、法務省、外務省、文部科学省、厚生労働省)

### 【内容】

- (1) 「日系定住外国人施策に関する基本指針」に基づく各府省庁の「行動計画」の策定に当たっては、地域が抱える課題や先駆的な取組を踏まえるとともに、地域が実施する施策への積極的な支援を盛り込むこと。また、行動計画を着実に実施するための十分な予算措置を講じること。
- (2) 多文化共生社会づくりをより一層推進するため、日系定住外国人を含む外国人全般の受入れの方針及び外国人が日本社会に適応して生活できるようにするための施策に係る体系的・総合的な方針を策定すること。

### (背景)

- 国は、本年8月に、日系定住外国人を日本社会の一員として受け入れるための施策の基本指針を策定するとともに、指針に盛り込まれた事項について、各府省庁で検討を行い、今年度末を目途として策定する行動計画に反映させることとしている。
- 本県は、日本語指導が必要な外国人児童生徒数が全国最多である。  
また、厳しい雇用情勢が続く中、外国人労働者は請負・派遣といった就労形態で働く者が多く、失業した場合に日本語能力や職務経験が十分でないことから、再就職が困難となっている。  
さらに、県内各地にブラジル人を中心とする外国人集住地域が形成されているが、外国人が日本で生活する上でのルールなどに関する情報を入手する環境が十分に整っていない。
- こうしたなか、本県では、外国人の子どもに対する日本語学習支援基金による支援、大人に対する日本語教室の拡充、多文化ソーシャルワーカーによる相談・支援、外国人集住地域における治安的課題の解消に向け関係機関が連携したパイロット事業などを、全国に先駆けて実施している。今後、国においては、このような地域の取組を踏まえた上での事業の推進並びに地域に対する積極的な支援が求められる。
- 国が策定した基本指針は、特に生活困難な状況に置かれる者が増加している日系定住外国人を対象としたものであるが、外国人全般に対する受入れの方針及び外国人が日本社会に適応していくために必要となる、日本語の教育や雇用環境の整備等を図るための施策について、国としての体系的・総合的な方針を確立する必要がある。

( 参 考 )

1 外国人登録者数の推移 (各年12月末現在、単位：人。[ ]内は全国での順位)

	1989 平成元年	1991 平成3年	1999 平成11年	2008 平成20年	2009 平成21年
全 国	984,455	1,218,891	1,556,113	2,217,426	2,186,121
愛 知 県	66,629[4]	98,363[3]	127,537[3]	228,432[2]	214,816[2]
ブラジル	1,626[3]	24,296[1]	41,241[1]	79,156[1]	67,162[1]
中 国	4,477[7]	6,711[7]	13,940[7]	46,167[4]	47,099[4]
そ の 他	60,526	67,356	72,356	103,109	100,555

出典：H2,4年版法務省「出入国管理統計年報」、H12,21,22年版法務省「在留外国人統計」

※平成2年：出入国管理及び難民認定法の改正法の施行。

2 日本語指導が必要な外国人児童生徒数 (平成20年9月1日現在、単位：人)

	小学校	中学校	高等学校等*	合 計
1 愛 知 県	4,372	1,366	106	5,844
2 静 岡 県	2,267	593	43	2,903
3 神 奈 川 県	1,787	706	301	2,794
4 東 京 都	1,216	798	189	2,203
5 大 阪 府	728	880	211	1,819
その他の道府県	9,134	3,233	645	13,012
合 計	19,504	7,576	1,495	28,575

出典：文部科学省「日本語指導が必要な外国人児童生徒の受入れ状況等に関する調査」

※高等学校、中等教育学校及び特別支援学校の計

3 外国人労働者数と派遣・請負事業所の比率 (平成21年10月末現在、単位：人・%)

	外国人労働者数 <sup>※1</sup>	うち派遣・請負事業所 <sup>※2</sup> [比率]	構成比
1 東 京 都	138,907	31,153 [22.4]	24.7
2 愛 知 県	67,728	24,881 [36.7]	12.0
3 静 岡 県	34,618	20,757 [60.0]	6.2
4 神 奈 川 県	31,700	10,314 [32.5]	5.6
5 大 阪 府	29,545	5,668 [19.2]	5.2
その他の道府県	260,320	69,752 [26.8]	46.3
合 計	562,818	162,525 [28.9]	100.0

出典：厚生労働省「外国人雇用状況の届出状況」

※1 特別永住者及び在留資格「外交」・「公用」の者を除く。

※2 労働者派遣・請負事業を行っている事業所に就労している外国人労働者を示す。